

新型コロナウイルス感染症を理由とする運転免許証の更新手続等について 更に対象期間が令和3年12月28日まで拡大されました

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続を受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

免許証の更新期限が 過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。

【受付時間】

免許センター
気仙沼警察署

- 平日午前 8：30～11：30
午後 1：00～4：30
- 日曜窓口実施日
午前 10：30～11：30
午後 2：30～3：30

警察署 : 平日午前 8：30から午後5：15
(気仙沼警察署を除く)

【対象者】

免許証の更新期限が**令和3年12月28日**までの間である方

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続を改めて受けていただく必要**があります。

免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

※手続が可能な期間、必要書類など一定の条件があります。ご注意ください。

詳しくは、運転免許センターまでお問い合わせください。

問合せ先：宮城県運転免許センター 022-373-3601